

美濃加茂市事業用高効率照明機器設置費補助金Q & A

Q1 申請期限はいつまでですか

- 令和8年1月30日（金）までとします。
- ただし、予算の上限に達した場合は、期限前であっても受付を終了します。

Q2 受付は先着順ですか

- 先着順とします。
- ただし、予算の上限に達する日に到着した書類（申請書）は抽選で受付順を決定します。

Q3 予算件数を教えてください

- 当初の予算件数は、高効率照明機器（LED）が5件です。

Q4 いつ設置した（設置する）太陽光発電設備が対象となりますか

- 市の交付決定日以降に事業に着手し、令和8年2月27日（金）までに事業を完了したうえで、実績報告書の提出ができる事業が対象となります。

Q5 「契約」＝事業の開始と判断すれば良いですか

- 一般的には、高効率照明機器（LED）の設置に関する工事の契約をした日が事業の着手日となります。

Q6 「設備設置」＝事業の完了と判断すれば良いですか

- 一般的には、高効率照明機器（LED）の設置を完了し、引き渡しを受け、工事代金全額の支払いが済んだ時点をもって事業の完了となります。

Q7 対象となる「事業所」とはどのようなものですか

- 補助事業者が自ら事業を営む市内の工場や営業所などの建物になります。
 - 本社が市外であっても、設置場所が市内であれば対象とします。
 - 人的設備のない無人倉庫や独立した車庫は対象としません（有人の事業所の敷地内の建物は対象とします。）。また、社宅など事業に直接使われていないものも対象としません。
 - 原則として補助事業者が自ら建物を所有しているものに限り（次の（1）（2）に該当する場合を除く）。この場合、「承諾及び同意書（様式第4号）」を提出してください。
 - （1）補助事業者が個人事業主の場合は、配偶者又は1親等内の血族が所有している建物であり、建物の所有者が本補助金を受けておらず、法定耐用年数が経過するまで補助対象設備を設置することに同意した場合も、補助の対象とします。
- ※祖父母や姻族等が所有する場合は対象としません。

(2) 補助事業者が法人の場合は、法人の役員又は子会社等・親会社等が、所有している建物であり、建物の所有者が本補助金を受けておらず、建物の所有者が、法定耐用年数が経過するまで、補助対象設備を設置することに同意した場合も、補助の対象とします。

※子会社等の「等」は子会社に相当する資本関係のある会社以外の一般社団法人や個人であり、いわゆる孫会社等が所有する場合は対象としません。親会社等の「等」も同様の考え方をします。

- 法定耐用年数が経過するまで、設備の活用ができないことが明らかなものは対象外とします。

【例】仮設事務所、2～3年後に廃止が決まっている事業所

- 一般的な高効率照明機器の法定耐用年数は15年です。

Q8 新設の場合は対象となりますか

- エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があることが条件です。

そのため、新設の場合及び設備更新において既存設備と比較してCO₂削減効果への追加性がある場合は交付対象となります。

Q9 リモコンにタイマーが付いている照明は、スケジュール機能を有することになりますか。

- スケジュール機能とは、複数の回路について、個別に条件付けして管理できる機能を指しますので、タイマーが付いているだけでは、スケジュール機能を有するとは言えません。

Q10 併用住宅へ設置する設備は補助の対象となりますか

- 対象となるケースもあります。

【対象となる例】

- ・事業者の立場で全ての費用を負担して高効率照明機器を設置
- ・その他、要綱等に定める条件を満たしてください。

Q11 共同所有の家屋に設置する場合も対象となりますか

- 他の共同所有者全員が、法定耐用年数が経過するまで高効率照明機器を設置することを承諾している場合は対象とします。
- この場合、「承諾及び同意書（様式第4号）」を提出してください。

Q12 国の補助金と併用はできますか

- 国や県から他の補助を受けた事業は、補助の対象としません。国費や県費を原資として財団等が実施する補助金等との併用も不可とします。

Q13 既存設備の撤去費も対象経費になりますか

○ 既存設備の撤去費は対象外となります。